

平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会社名：株式会社 朝日ネット

(3834 東証第一部)

代表者名：代表取締役社長 土方 次郎

問合せ先：取締役経営企画室長 中野 功一

(TEL 03-3541-8311)

執行役員制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、執行役員制度の導入及び平成 28 年 6 月 24 日開催の第 26 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入について

(1) 目的

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能の強化、業務執行の責任の明確化、並びに意思決定の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入いたします。

(2) 制度の概要

- ①執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委託された者で、取締役会または代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者となります。
- ②執行役員の選任は取締役会で決議できるものとします。
- ③取締役は執行役員を兼務できるものとします。
- ④執行役員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 制度の導入時期

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 26 回定時株主総会において下記 3 の定款変更議案が承認可決されることを条件として、同総会終了後の取締役会において執行役員を選任いたします。

2. 執行役員体制 (平成 28 年 6 月 24 日付)

役 職	取締役	氏 名
執行役員	◎	土方 次郎
執行役員	○	滝口 彰
執行役員	○	溝上 聡司
執行役員	○	中野 功一
執行役員		河野 靖彦
執行役員		小松 大

◎は代表取締役

○は取締役

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、以下の通り現行の定款を一部変更いたします。

- ① 役付取締役に関して、「取締役副社長」、「専務取締役」及び「常務取締役」を削除します。
- ② 取締役会が執行役員を選任し得る旨を明確化します。
- ③ 上記の変更に伴い、章及び条数の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更後
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を<u>選定するものとする。</u></p>

現行定款	変更後
(新設)	<p align="center"><u>第5章 執行役員</u></p> <p align="center"><u>(執行役員)</u></p> <p><u>第31条 当社は、取締役会の決議によって、若干名の執行役員を置くことができる。</u></p> <p align="center"><u>2 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。</u></p> <p align="center"><u>(執行役員規則)</u></p> <p><u>第32条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p>
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	<u>第6章 監査役および監査役会</u>
<u>第31条から第39条 (条文省略)</u>	<u>第33条から第41条 (条文省略)</u>
<u>第6章 会計監査人</u>	<u>第7章 会計監査人</u>
<u>第40条から第43条 (条文省略)</u>	<u>第42条から第45条 (条文省略)</u>
<u>第7章 計算</u>	<u>第8章 計算</u>
<u>第44条から第47条 (条文省略)</u>	<u>第46条から第49条 (条文省略)</u>

(3) 日程

本変更は、平成28年6月24日開催予定の第26回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以 上